

第2部 その他

第1	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に 必要な資格及び資格審査の申請の時期	26
第2	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に 必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例	30
第3	令和6・7年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する 格付基準	31
第4	大分県公共工事競争入札参加隨時認定資格審査申請要領	38
第5	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札 参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領	41
第6	業種別技術職員コード表	45
第7	申請等に関する問い合わせ先	49

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期

昭和 39 年 6 月 19 日大分県告示第 481 号
最終改正 令和 元年 8 月 6 日大分県告示第 136 号

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 19 条及び第 30 条の規定に基づき、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等について、次のように定める。

第 1 競争入札参加者の資格

1 競争入札参加資格の資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定により資格審査を申請する年度の 10 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値を請求している者とする。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

1 の 2 土木及び建築工事の A、B、C 及び D の 4 等級に、電気工事、管工事及びほ装工事の A、B 及び C の 3 等級に格付けされた者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有する者とする。ただし、その他の工事にあっては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けたものとする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事 及び管工事	ほ装工事
A 級	設計金額 4,000 万円 以上	設計金額 7,000 万円 以上	設計金額 1,000 万円 以上	設計金額 400 万円 以上
B 級	設計金額 2,000 万円 以上	設計金額 3,000 万円 以上	設計金額 500 万円 以上	設計金額 100 万円 以上
	〃 4,000 万円 未満	〃 7,000 万円 未満	〃 1,000 万円 未満	〃 400 万円 未満
C 級	設計金額 800 万円 以上	設計金額 1,000 万円 以上	設計金額 500 万円 未満	設計金額 100 万円 未満
	〃 2,000 万円 未満	〃 3,000 万円 未満		
D 級	設計金額 800 万円 未満	設計金額 1,000 万円 未満		

1 の 3 工事の規模又は特性により、当該工事の競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付け又は認定を受けた者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。

1 の 4 指名競争入札について特に必要があると認めるときは、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の 10 分の 4 を超えることができないものとし、土木工事の B 級にあっては 7 千万円、建築工事の B 級にあっては 1 億円、電気工事及び管工事の B 級にあっては千 2 百万円、舗装工事の B 級にあっては 8 百万円をそれぞれ超えることができ

ないものとする。

- 2 次の各号の一に該当する工事については、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。
 - (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
 - (2) 特定の機械を必要とする工事
 - (3) 特別な技術を必要とする工事
 - (4) 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
 - (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施行した業者に施行させることが適當と認められるもの
- 3 特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付け又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができる。
- 4 競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級の格付け又は資格の認定は、次に掲げる事項を審査することにより行う。
 - (1) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
 - (2) 工事歴
 - (3) 工事成績
 - (4) 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに当該する職員の数
 - (5) 信用度
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 5 県内に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5の2 県外に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5の3 第1の5及び5の2の規定にかかわらず、第2の1の2の規定により資格審査を申請した者の資格の有効期間は、知事が別に定める。

第2 競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法

- 1 定期の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、令和元年12月1日から令和2年1月31日を最初の期間とする隔年ごとの12月1日から翌年1月31日までとする。
- 1の2 隨時の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、知事が別に定める期間とする。
- 2 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し
 - (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 県外に本店を有する者にあっては営業所一覧表及び工事歴
 - (4) その他知事が指定する書類

第3 競争入札参加者の資格の承継

- 1 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、知事の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。
- 2 1により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承認申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 建設業の許可通知書の写し
- 3 知事は、2の申請書の提出があった場合において、競争入札参加者の資格の承継を認めるとときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第4 事業協同組合の特例

競争に参加する資格を得ようとする事業協同組合（中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。）について、知事は、第 1 の 4 の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第 5 企業合同の特例

競争入札参加者の資格を有する者が企業合同した場合において、引き続き大分県が発注する工事の競争入札に参加しようとするときは、第 2 に定める期日にかかわらず、すみやかに競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出し、その審査を受けなければならない。この場合において、知事は、第 1 の 4 の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第 6 共同企業体の特例

競争入札参加者の資格を有する者は、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。

第 7 変更時の届出

- 1 資格審査を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者で、県外に本店を有するものが、建設業法第 12 条（第 17 条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、知事に届けなければならない。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者で県外に本店を有するものは、当該競争入札参加者の資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の所在地及び名称
 - (3) 代表者又は代理人の氏名
 - (4) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第 8 資格の取り消し等

- 1 資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。
 - (1) 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
 - (2) 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
 - (3) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - (1) 建設業法 3 条の規定による許可が効力を失ったとき。
 - (2) 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
 - (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 1 2 の規定により競争入札参加者の資格を取り消したとき又は等級の格下げをしたときは、その旨を当該競争入札参加の資格を有する者に通知するものとする。

附則

1 この告示は、令和元年 8月 6日から施行する。

改 正

昭和40年 3月19日告示第148号
昭和43年 8月 6日告示第481号
昭和44年 2月14日告示第 92号
昭和47年 6月23日告示第466号
昭和48年12月18日告示第928号
昭和51年 5月28日告示第517号
昭和52年 9月30日告示第880号
昭和53年 4月18日告示第397号
昭和54年 4月24日告示第467号
昭和55年 8月19日告示第934号
昭和56年 5月15日告示第546号
昭和60年 2月 1日告示第116号

昭和60年 7月 1日告示第 851号
昭和61年 7月 1日告示第 862号
昭和62年11月17日告示第1386号
昭和63年 6月20日告示第 843号
昭和63年 8月23日告示第1057号
平成 5年 1月26日告示第 91号
平成 5年 3月16日告示第 275号
平成 7年 4月 1日告示第 464号
平成16年 2月27日告示第 223号
平成17年12月13日告示第 1245号
平成23年 9月 2日告示第 713号
令和元年8月 6日告示第 136号

○大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 及び資格審査の申請の時期の特例

平成20年3月31日 大分県告示第224号

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を次のように定める。

（競争入札参加者の資格の特例）

第1 合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、競争入札参加者の資格の再認定（以下「再認定」という。）の手続を行い、新たに競争入札参加資格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期第1の1の2本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

（資格の特例となる合併等）

第2 第1の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札参加資格者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）が行う合併等とする。

（資格の特例期間）

第3 第1の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

（再認定）

第4 再認定の手続については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

令和6・7年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付け基準

第1 趣旨

この基準は、令和6・7年度の建設工事競争入札参加資格に係る「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」（以下「告示」という。）第1の4に定める等級の格付け（以下「格付け」という。）の審査の方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付けの決定方法

1 県内に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

（1）格付け基準

令和6・7年度建設工事競争入札参加資格に係る審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）は令和5年12月1日（ただし、大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査については、別に定める審査基準日による。）とし、格付けに当たっては、令和4年10月1日から令和5年9月30日の間を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値（P）（以下「総合評定値」という。）と工事成績、工事経験等の状況について付与する点数（以下「主観点数」という。）の合計値（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする（ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。）。

この場合において、それぞれの等級に格付けされるためには、（2）に定める上記の総合評定値の通知における平均完工工事高と平均維持管理業務実績高の和（以下、「総合実績高要件」という。）及び（3）に定める技術職員要件を満たしていかなければならないものとする。

なお、前回格付けされた等級（合併、営業譲渡又は吸収分割（以下「合併等」という。）による再認定の場合は、合併等の前に各々が有していた等級のうち上位の等級）から2等級以上変動する場合は、前回格付けされた等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けするものとし、前回格付けを受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

また、直近の格付が再認定により、従前より上位に格付けされた場合において、合併等への取組により主観点数を付与された業種の等級については、当該等級より上位の等級には格付けしないものとする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	総合点数 850点以上	総合点数 780点以上	総合点数 705点以上	総合点数 685点以上	総合点数 740点以上
B 級	総合点数 725点以上	総合点数 665点以上	総合点数 590点以上	総合点数 550点以上	総合点数 585点以上
C 級	総合点数 600点以上	総合点数 570点以上	総合点数 590点未満	総合点数 550点未満	総合点数 585点未満
D 級	総合点数 600点未満	総合点数 570点未満			

(2) 総合実績高要件

種類 等級 \ 業種	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	2億1千万円以上	2億1千万円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B 級	7千6百万円以上	1億円以上	5千万円以上	4千万円以上	1千5百万円以上
C 級	2千8百万円以上	5千万円以上			

注1) 格付5業種のうち「土木工事」については、土木一式工事の平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和を総合実績高とし、その他の業種については、平均完成工事高を総合実績高とする。

注2) 「平均維持管理業務実績高」とは、下記の1又は2のすべての要件を満たす維持管理業務を受注した実績に限るものとし、「平均実績高」については期間中の実績額を2で除した金額とする。

1. 元請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。）

(1) 契約期間が2年に満たない場合

- ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。
- ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了したものに限る。

(2) 契約期間が2年を超える場合

- ① 1の(1)の①と同じ
- ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡しが完了したものに限る。

2. 下請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。）

(1) 契約期間が2年に満たない場合

- ① 大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。
- ② 1の(1)の②と同じ

(2) 契約期間が2年を超える場合

- ① 2の(1)の①と同じ
- ② 1の(2)の②と同じ

(3) 技術職員要件

種類 等級 \	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	有資格者 5 名以上（うち 1 級 2 名以上）	有資格者 5 名以上（うち 1 級 2 名以上）	有資格者 3 名以上（うち 1 級 1 名以上）	有資格者 3 名以上（うち 1 級 1 名以上）	有資格者 3 名以上（うち 1 級 2 名以上） 舗装施工管理技術者 2 名以上（うち 1 級 1 名以上）
B 級	有資格者 3 名以上（うち 1 級 1 名以上）	有資格者 3 名以上（うち 1 級 1 名以上）	有資格者 1 名以上	有資格者 1 名以上	有資格者 2 名以上
C 級	有資格者 1 名以上	有資格者 1 名以上			

注1) 資格者数の資格審査基準日は、令和5年12月1日現在とする。

注2) 資格者とは建設業法第15条第2号イに該当する者（1級技術者）及び同法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって（※実務経験を要することなく）直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者（2級技術者）をいう。

注3) 土木工事及び舗装工事のいずれにもA級に格付けされるためには、有資格者6名以上（うち1級4名以上）舗装施工管理技術者2名以上（うち1級1名以上）を要件とする。

注4) 舗装工事の有資格者にあっては、舗装施工管理技術者と兼ねることができる。

2 県外に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

格付けに当たっては、総合評定値に応じて、前項（1）に定める基準に基づき、それぞれの等級に格付けするものとする。この場合において、当該基準中「総合点数」は「総合評定値」と読み替えて適用することとし、それぞれの等級に格付けされるためには、前項（2）及び（3）に定める総合評定値の通知における平均完工事高（＝総合実績高）及び技術職員数の要件を満たしていかなければならないものとする。

第3 主観点数の算定基準

主観点数は、工事成績、工事経歴、契約後VE提案、経営基盤強化への取組、企業の社会貢献度、信用度、法令違反等及び建設業法による監督処分等について、次の基準により算定するものとする。この場合において、工事成績及び工事経歴による点数は、格付けを行う業種ごとに付与し、他の評価項目に係る点数は、格付けを行うすべての業種に付与するものとする。

（1）工事成績

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に完成検査を行った県工事（農林水産部（振興局発注分を含む）、土木建築部、企業局及び教育庁の発注工事）に係る成績評定の点数について、2年間における平均値に基づき、次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあっては各構成員に当該工事に係る成績評定の点数を付与した上で平均値を算定する。

成績評定平均値	点数	成績評定平均値	点数
85点	+120	75点	+45
84点	+110	74点	+40
83点	+100	73点	+35
82点	+90	72点	+30
81点	+80	71点	+25
80点	+70	70点	+20
79点	+65	65点～69点	0
78点	+60	60点～64点	-30
77点	+55	59点以下	-60
76点	+50		

(2) 工事経歴

経審結果における審査対象事業年度及び前年度の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事（建設業法第27条の23第1項の建設工事で政令で定めるもの）の完成工事高について、審査対象事業年度及び前年度の平均値に基づき、次の点数を付与する。

①土木工事及び建築工事

完成工事高（千円）	点 数	完成工事高（千円）	点 数
500,000 以上	80	50,000 ～ 60,000 未満	28
400,000 ～ 500,000 未満	72	40,000 ～ 50,000 未満	24
200,000 ～ 400,000 未満	64	30,000 ～ 40,000 未満	20
150,000 ～ 200,000 未満	56	20,000 ～ 30,000 未満	16
100,000 ～ 150,000 未満	48	10,000 ～ 20,000 未満	12
90,000 ～ 100,000 未満	44	5,000 ～ 10,000 未満	8
80,000 ～ 90,000 未満	40	2,000 ～ 5,000 未満	4
70,000 ～ 80,000 未満	36	2,000 未満	0
60,000 ～ 70,000 未満	32		

②電気及び管工事

完成工事高（千円）	点 数	完成工事高（千円）	点 数
150,000 以上	64	25,000 ～ 30,000 未満	24
100,000 ～ 150,000 未満	56	20,000 ～ 25,000 未満	20
70,000 ～ 100,000 未満	48	15,000 ～ 20,000 未満	16
50,000 ～ 70,000 未満	44	10,000 ～ 15,000 未満	12
45,000 ～ 50,000 未満	40	5,000 ～ 10,000 未満	8
40,000 ～ 45,000 未満	36	1,000 ～ 5,000 未満	4
35,000 ～ 40,000 未満	32	1,000 未満	0
30,000 ～ 35,000 未満	28		

③舗装工事

完成工事高(千円)	点数	完成工事高(千円)	点数
200,000 以上	5 6	20,000 ～ 30,000 未満	2 4
100,000 ～ 200,000 未満	5 2	10,000 ～ 20,000 未満	2 0
90,000 ～ 100,000 未満	4 8	7,000 ～ 10,000 未満	1 6
80,000 ～ 90,000 未満	4 4	5,000 ～ 7,000 未満	1 2
70,000 ～ 80,000 未満	4 0	2,000 ～ 5,000 未満	8
50,000 ～ 70,000 未満	3 6	1,000 ～ 2,000 未満	4
40,000 ～ 50,000 未満	3 2	1,000 未満	0
30,000 ～ 40,000 未満	2 8		

(3) 契約後VE提案

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に契約後VE提案を採択された県工事がある場合、1件の工事につき20点を付与する。

(4) 経営基盤強化への取組

①合併等への取組(約3年間)

- 格付5業種(土木、建築、電気、管、舗装)の資格を有する者のうち、同一業種の有資格者間で合併等を行い入札参加資格再認定の申請を行った場合、当該業種に対し次の点数を付

与したうえで、速やかに格付けを見直すものとする。

ただし、最下位等級の格付業種を有する者との合併の場合、当該業種には付与しない。

なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲受者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る。

合併時経審等における総合評定値(客観点数)の10%に相当する点数(整数未満切捨)

- 令和6年4月1日現在において、入札参加資格の再認定の通知を受けてから3年を経過しない者には、次の点数を付与する。

第2の1の(1)に定める期間を審査基準日とする経営事項審査又は合併時経審等のうち、直近の経営事項審査に係る総合評定値(客観点数)の10%に相当する点数(整数未満切捨)

②新分野進出への取組状況

令和2年12月1日から令和5年1月30日までの間において、日本標準産業分類に定める「大分類E・建設業」以外の分野の産業に進出し、500万円以上の支出を行っている場合、又は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法第18号)第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得ている場合10点を付与する。

ただし、資格審査基準日現在において、進出した新分野事業を継続して行っているときに限る。

(5) 企業の社会貢献度

資格審査基準日の属する年度における企業の社会的役割の観点から、次に掲げる事項について基準を満たす場合は、次の区分により、それぞれ次の点数を付与する。

① 障がい者の雇用状況

- 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者の雇用の促進に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という)第43条に係る雇用義務のある建設業者で、資格審査基準日現在において、雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精

神障がい者（以下「障がい者」という。）の数が、法定雇用障がい者数以上であるとき。

10点

- 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者雇用促進法」第43条に係る雇用義務がない建設業者で、資格審査基準日現在において、障がい者（個人にあっては事業主又は支配人、法人にあっては役員であるものを除く）を雇用しているとき。

20点

② 若年労働者の雇用状況

令和2年12月1日から令和5年11月30日までの間に40歳未満の若年労働者を探用し、資格審査基準日現在において常勤雇用しているときは、その建設業従事者1人につき5点を付与する。ただし上限を20点とする。

なお、「40歳未満の若年労働者」とは、雇用保険加入者に限る者とし、資格審査基準日現在において、40歳未満である者をいう。

③ 従事職員数の状況

資格審査基準日現在において、当該建設業者に常勤している役員又は従事職員の状況に応じて、下記のとおり付与する。ただし、健康保険又は雇用保険の加入者に限る者であること。なお、建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まない。

・ 1人～5人	0点
・ 6人～10人	5点
・ 11人～15人	10点
・ 16人～20人	15点
・ 21人～25人	20点
・ 26人～30人	25点
・ 31人以上	30点

④ 不当要求防止責任者講習の受講状況

令和2年4月1日から令和5年11月30日までの間に「不当要求防止責任者講習」を受講した建設業者に対し5点を付与する。

なお、受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、かつ資格審査基準日現在において、建設業者に在籍していることを条件とする。

また、一建設業者に複数人の受講者が存在しても、最大5点とする。

⑤ 建設業労働災害防止協会への加入状況

資格審査基準日現在において、建設業労働災害防止協会（第1号会員）に加入している建設業者に限り5点付与する。

⑥ エコアクション21認証・取得状況

資格審査基準日現在において、エコアクション21認証・登録を受けている建設業者に対し5点を付与する。

⑦ 保護観察対象者等の協力雇用主の登録状況

審査基準日現在において、大分保護観察所に保護観察者等の協力雇用主として登録を受けている建設業者に対して5点付与する。

⑧ ワークライフバランス関連の認定等の状況

- 資格審査基準日現在において、次のいずれかの認定または表彰実績がある建設業者に対し、次の点数を付与する。

- ア) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）
 - イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）
 - ウ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）
 - エ) おおいた働き方改革推進優良企業表彰
 - オ) おおいた女性活躍推進事業所表彰
 - ・ア) からオ) のうち
 - 2つ以上の認定等を受けている場合 30点
 - 1つの認定等を受けている場合 15点
- 資格審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し、受理されている建設企業等に対し、次の点数を付与する。（ただし、ア) からオ) で加点対象となる場合は除く）
 ハ 1企業につき5点

（6）信用度

資格審査基準日の属する年度及び前年度における指名停止措置の期間に応じ1月につき-10点（1月に満たない場合は-5点）を付与する。

（7）法令違反等

第2の1の（1）に定める期間及びその前期間を審査基準日とする経営事項審査又は資格審査基準日の属する年度及び前年度の営業所調査等において、次の事項について是正指導を受けた場合は、それぞれ次の点数を付与する。

法令違反の是正指導

- | | |
|----------------------------|------|
| ・建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任性） | -15点 |
| ・上記以外の建設業法違反 | -10点 |
| ・他の法令違反 | -10点 |

（8）建設業法による監督処分

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の区分によりそれぞれ次の点数を付与する。

- | | |
|------------------|------|
| ① 指示処分 | -30点 |
| ② 営業停止処分 | -45点 |
| ③ 一部業種に係る許可の取消処分 | -60点 |

ただし、同一の事由により監督処分及び指名停止措置を受けた場合は、（6）又は（8）により算定した点数のうち、減点数の大きい点数を付与する。

（※ 処分等を受けた年度が異なる場合は、翌年度以降において点数の差を調整する。）

（9）書面による警告に関する措置

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）」第10に規定をする「書面による警告」を受けた場合は、次の点数を付与する。

警告1件につき-5点

大分県公共工事競争入札参加隨時認定資格審査申請要領

1 資格審査を申請できる者及び業種

次の（1）から（7）の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- (1) 建設業法の規定により申請書提出日現在において、大分県内に本店を有している国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
- (2) 申請書提出日現在において、直近の12月1日から1月31日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請と同一の期間を審査基準日とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種
- (3) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）第8の1の(3)及び第8の2の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者
- (4) 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請書提出日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (6) 直近の12月1日から1月31日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者
- (7) 申請書提出日現在において大分県公共工事競争入札参加資格を有していない者

2 審査基準日

大分県公共工事競争入札参加隨時認定資格審査申請における審査基準日は次のとおりとする。

- 第1回 3月1日
- 第2回 5月1日
- 第3回 8月1日

ただし、上記審査基準日が閉庁日の場合は、以降の直近の閉庁日とする。

なお、平成29年度の第1回審査基準日は、4月3日（月）とする。

3 資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は次のとおりとし、申請方法は書面持参とする。

- 第1回 申請期間 3月1日から4月30日
- 第2回 申請期間 5月1日から7月31日
- 第3回 申請期間 8月1日から10月31日

ただし、上記の申請期間の初日が閉庁日の場合は、以降の直近の閉庁日とし、申請期間の末日が閉庁日の場合は直前の閉庁日までとする。

※ 期間外の受付は一切行わない

4 認定時期

上記3に定める申請期間内の申請に対し、下記の期日に認定を行う。

第1回 6月1日（申請期間申請受理分 3月1日から4月30日）

第2回 9月1日（申請期間申請受理分 5月1日から7月31日）

第3回 12月1日（申請期間申請受理分 8月1日から10月31日）

ただし、上記認定期日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

5 受付場所

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

6 資格等の有効期間

直近の12月1日から1月31日を受付期間とする入札参加資格認定の有効期間と同じとする。

7 申請書類の配布先

大分県庁ホームページ

8 提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧に掲げる書類について正本1部、副本2部を提出する。

9 その他注意事項

(1) 一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。

(2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わぬことができるものとする。

① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。

② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付種類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。

③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。

② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。

③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

(4) 競争入札参加資格の決定に関する問い合わせには一切応じない。

(5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。

① 特例扱いを希望する旨の申出書

② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員5名以内を選択し、明示すること。）

③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写

④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち5名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評

定値請求書受付票の写

- ⑤ 官公需適格組合証明書の写

(6) 格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成 20 年大分県告示第 224 号）

- ② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ア 建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

イ 建設業者競争入札参加資格一覧表（県外業者）

ウ 建設コンサルタント競争入札参加資格一覧表

エ 大分県経常建設共同企業体入札参加資格一覧表

- ③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成 5 年 12 月 17 日付監第 1491 号）

イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）

- ④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報センター・各土木事務所及び大分県ホームページ

（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/n-usatsusankashikaku.html>）における閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領

(昭和60年3月8日大分県告示第267号)

改	正	昭和62年 2月10日告示第 157号
改	正	平成 2年 7月 6日告示第 877号
改	正	平成 6年10月 1日告示第 895号
改	正	平成 8年 3月29日告示第 296号
改	正	平成 9年 5月 2日告示第 517号
改	正	平成11年 3月26日告示第 247号
改	正	平成14年 3月29日告示第 346号
改	正	平成15年 3月31日告示第 335号
改	正	平成16年 3月31日告示第 403号
改	正	平成17年12月13日告示第 1247号
改	正	平成18年 3月31日告示第 374号
改	正	平成19年 3月30日告示第 410号
改	正	平成20年 3月18日告示第 182号
改	正	平成21年 7月31日告示第 606号
改	正	平成26年 3月14日告示第 155号
最終改正		令和 3年 2月24日告示第 184号

大分県が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量その他の業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約に係る指名停止等措置を次のように定める。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(指名停止)

第1 大分県知事(以下「知事」という。)は、有資格業者が(大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者による必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第235号)第1の1の規定により格付された者又は資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に掲げる措置要件の一つに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行ふこととする。

2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聽くものとする。

3 知事が第1項の指名停止を行つたときは、指名担当者(大分県契約事務規則(昭和39年大分県告示第222号)第31条の規定により指名競争入札を指名する者をいう。)は、建設工事等の契約のため指名を行ふに際し、当該指名を現に有する有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があること明瞭になつたときは、当該下請負人にについて、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、共同企業体(大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(昭和53年大分県告示第398号)第2条及び大分県経営建設共済等に関する取扱要綱(平成14年大分県告示第349号)第3条に規定する共同企業体をいう。以下

(同じ。)が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるとする。

3 知事は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止を行ふものとする。

(指名停止期間の特例)

第3 有資格業者が一の事業により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもつてそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合は、当該措置要件の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初指名の場合1箇月に満たないときは、1・5倍とし、当該短期の2倍が3・6箇月を超える場合は3・6箇月)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなつたとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでは、別表第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に該当することとなつたとき(前号に掲げる場合を除く。)。

3 知事は、有資格業者に係る特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期の2倍(当該長期の2倍が3・6箇月を超える必要があるときは、指名停止の期間の2倍(当該長期の2倍が3・6箇月を超える場合は3・6箇月)まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合には、別表第2第8号又は8号の2に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもつて、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者及び指名停止を解除するものとする。

ことが明らかとなつたと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4 知事は、第1第1項の規定により請求に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行つて、有資格業者が私的占拠の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなつた場合(第3第2項の規定に該当することとなつたときは、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間とし、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間を指名停止の期間とする)。

(1) 談合情報を得た場合又は大分県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該職員若しくは議決又は審決、又は競争等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになつたとき(前号に掲げる場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第4号、第4号の2、第5号、第6号、第7号又は第8号の2に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 入札談合等開示行為の非難及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項による調査の

結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に觸れた事由があるときは(第4号の2、第5号、第4号の2、第5号又は第8号又は第2号に該当する有資格者に該当する場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

(5) 大分県又は他の公共機關の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は詐合(同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員以下の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたときで、当該職員に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の2までに該当する有資格業者に該当する場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

(指名停止の通知)

第5 知事は、第1第1項又は第2各項の規定により指名停止を行つたときは指名停止通知書(第1号様式)により、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間更通知書(第2号様式)により、同第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(第3号様式)により当該有資格業者に対する通知をするものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合は、当該指名停止の事由が大分県の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6 契約担当者(大分県契約事務規則第2条第1号に規定する契約事務担当者をいう。以下同じ。)は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の規定に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができます。

(下請等の禁止)

第7 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならぬ。

(関係町村等への指名停止の通知)

第8 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、必要に応じ関係町村等に通知するものとする。

(指名停止の公示)

第9 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公示するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるとときは、当該有資格業者に申し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができ。

(委任)

第11 この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
- 大分県工事指名競争入札参加資格者指名停止基準(昭和43年大分県告示第578号。以下「告示」といふ。)は、廃止する。
- 旧告示の規定によりした指名停止であつてこの告示施行の際、現に効力を有するものは、知事

がこの告示の相当規定によりしたものとみなす。ただし、指名停止の期間は、從前の指名停止の残存期間とする。

4 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお從前の例による。

附一 則 (昭和62年告示第157号)

この告示は、公示の日から施行する。

附二 則 (平成2年告示第877号)

この告示は、公示の日から施行する。

附三 則 (平成6年告示第895号)

この告示は、公示の日から施行する。

附四 則 (平成8年告示第296号)

この告示は、公示の日から施行する。

附五 則 (平成9年告示第517号)

この告示は、公示の日から施行する。

附六 則 (平成11年告示第247号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附七 則 (平成14年告示第346号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附八 則 (平成15年告示第335号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附九 則 (平成16年告示第403号)

この告示は、公示の日から施行する。

附十 則 (平成17年告示第1247号)

この告示は、公示の日から施行する。

附十一 則 (平成18年告示第374号)

この告示は、公示の日から施行する。

附十二 則 (平成19年告示第410号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附十三 則 (平成20年告示第182号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附十四 則 (平成21年告示第60号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附十五 則 (平成26年告示第155号)

この告示は、平成26年3月14日から施行する。

附十六 則 (令和3年告示第184号)

この告示は、令和3年2月24日から施行する。

別表第1（第1関係）
大分県において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 大分県の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
（過失による粗雑工事） 2 大分県と締結した契約に係る建設工事等（以下「県発注工事等」という。）の施工に当たり、次に掲げる区分に応じ過失により建物が種類又は品質にしたと認められたとき（引き渡された工事目的が契約に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が解説であると認められるときは除く。） ① 工事完成検査が不合格となり、補修が工期内に完成功し、引渡しができる場合。 ② 工事完成検査が合格となり、引渡し後に、工事完成物に契約不適合が認められた場合。 ③ 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一假工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約工期内に工事等が完成せず履行遅滞となつたとき、工事の施工監督又は検査を行う者の指示に従わないとき、正當な理由なく建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以内
（県発注工事等の施工に当たり、安全管理措置が不適切であつたため、建設工事等の相手方に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なもの）を与えたと認められるとき。） 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理措置が不適切であつたため、建設工事等の相手方に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なもの）を与えたと認められるとき。（第8号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から9箇月以上12箇月以内

別表第2（第1関係）
贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄・あつせん利得） 1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分県の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2箇月以内
2 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2箇月以内
3 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3箇月以内
（独占禁止法違反行為） 4 大分県と締結した契約に係る建設工事等に關し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第8号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から3箇月以内
4 の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、検査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以内
5 次に掲げる区分に応じ、業務に關し独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び第8号に掲げる場合を除く。）。 イ 大分県内における業務に關する違反行為 ロ イ以外の業務に關する違反行為	当該認定をした日から9箇月以上12箇月以内
（競売入札妨害又は談合） 6 ある個人又は有資格業者で、建設工事等に關し、有資格業者で入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第8号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内

6 の 2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用者人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約の相手方として不適当であると認めるとき。 （重大的な独占禁止法違反行為等） 8 大分県と締結した契約に係る建設工事等に關し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき（当該建設工事等に政 府調達に關する協定（平成7年条例第23号）の適用を受けるも のが含まれる場合に限る。） イ 獨占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、刑 事告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者で ある法人が競争先等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮 捕を経ないで公訴を提起されたとき。） ロ 有資格業者である個人又は有資格業者ではあるが、競争先等妨 害又は談合の容疑により公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から9箇月以上18箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内 （不正又は不誠実な行為） 9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事 の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号 に掲げる場合を除く。） 10 大分県と締結した契約に係る工事に關し、建設業法の規定に違 反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる とき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内 （不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴 力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 7号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を し、又は業務に關し不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等 の要約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
6 の 3 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機 関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しく は使用者人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約の相手方として 不適当であると認めるとき。 （暴力團關係者等の排除に関する措置基準） （暴力團關係者） 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは 使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲 げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。 イ 有資格業者が暴力團關係者（暴力團員（暴力團員による不当 な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力團 員をいう。以下同じ）、暴力團（同法第2条第2号に規定する暴 力團をいう。以下同じ）、暴力團關係者）であると認められる企 業若しくは團體をいう。以下同じ。）であると ロ 有資格業者が暴力團關係者を使用したとき。 ハ 有資格業者が暴力團關係者に対して、金銭、物品その他財產 上の利益を与えたとき。 ニ 有資格業者が暴力團關係者と密接な交際等を有していると き。	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 （不正又は不誠実な行為） 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以 上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以 上の刑による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内
6 の 4 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機 関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しく は使用者人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約の相手方として 不適当であると認めるとき。 （暴力團關係者等の排除に関する措置基準） （暴力團關係者） 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは 使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲 げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。 イ 有資格業者が暴力團關係者（暴力團員（暴力團員による不当 な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力團 員をいう。以下同じ）、暴力團（同法第2条第2号に規定する暴 力團をいう。以下同じ）、暴力團關係者）であると認められる企 業若しくは團體をいう。以下同じ。）であると ロ 有資格業者が暴力團關係者を使用したとき。 ハ 有資格業者が暴力團關係者に対して、金銭、物品その他財產 上の利益を与えたとき。 ニ 有資格業者が暴力團關係者と密接な交際等を有していると き。	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 （不正又は不誠実な行為） 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以 上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以 上の刑による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内	当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上24箇月以内

コード	技術職員区分 1級 監督補 監督技能者	資 格 区 分 2級 その他	「資格の取得後に必要な実務経験年数」		建 設 業 の 類 種		01 - 02 03 04 05 - 06 07 08 09 10 11 - 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	
			土	PC 建 大 左 ヒ 法 石 屋 電 管 タ 鋼 橋 節 ほ し 板 方 塗 防 内 機 絶 通 圏 井 具 水 消 清 解				
175		○ 給排水衛生設備配管 (1級)					○	
275		○ ○ 配管・配管工 (1級) (2級)					△	
176		○ ○ " (2級)					○	
276		○ 建築板金「ダクト板金作業」(1級)					△	
170		○ ○ " (2級)					○	○
270		○ ○ タイル張り・タイル張り工 (1級)					△	△
177		○ ○ " " (2級)					○	
277		○ ○ 築炉・築炉工 (1級)・れんが積み					△	
178		○ ○ " " (2級)					○	
278		○ ○ ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工					△	
179		○ ○ " (2級)					○	○
279		○ ○ 石工・石材施工・石積み (1級)					△	△
180		○ ○ " " (2級)					○	
280		○ ○ 鉄工・製罐 (1級)					○ ○	
181		○ ○ " " (2級)					△	
281		○ ○ 鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)					△ △	
182		○ ○ " " (2級)					○	
282		○ ○ 工場版金 (1級)					△	
183		○ ○ " (2級)					○	
283		○ ○ 板金「建築板金作業・建築板金内外装板金作業」・板金工「鍍金板金作業」(1級)					△	
184		○ ○ " (2級)					○	
284		○ ○ 板金・板金工・打出し板金 (1級)					△	
185		○ ○ " " (2級)					○	
285		○ ○ かわらぶき・スレート施工 (1級)					△	
186		○ ○ " " (2級)					○	
286		○ ○ ガラス施工 (1級)					△	
187		○ ○ " (2級)					○	
287		○ ○ 塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)					△	
188		○ ○ " " (2級)					○	
288		○ ○ 建築塗装・建築塗装工 (1級)					△	
189		○ ○ " " (2級)					○	
289		○ ○ 金属塗装・金属塗装工 (1級)					△	
190		○ ○ " " (2級)					○	
290		○ ○ 噴霧塗装 (1級)					△	
191		○ ○ " (2級)					○	
291		○ ○ 路面標示施工					△	
167		○ ○ " (2級)					○	
192		○ ○ " (2級)					○	
292		○ ○ 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表棊・表具・表具工 (1級)					△	
193		○ ○ " " " (2級)					○	
293		○ ○ 熱絶縁施工 (1級)					○	
194		○ ○ " (2級)					△	
294		○ ○ 建具製作・建具工・木工・カーテン・ウォール施工・サッシ施工 (1級)					○	
195		○ ○ " " " (2級)					△	
295		○ ○ 造園 (1級)					○	
196		○ ○ " (2級)					△	
296		○ ○ " (2級)					○	

コード	技術職員区分			資 格 区 分			「資格の取得後に必要な実務経験年数」		建 設 業 の 類 種		土 PC 建 大 左 ハ 法 石 屋 電 管 タ 鋼 橋 節 ほ し 板 方 壁 防 内 機 絶 通 圈 井 具 水 消 清 解																									
	1級	監技補	監技能者	2級	その他	01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
法 關 職 発 業 促 進 力 進	197			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	297			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	198			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	298			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	061			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	06A			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	040			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	062			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	063			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	060			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	064			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	703			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	704			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	099			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。

(注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金:板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

申請等に関する問い合わせ先

事務所名等	郵便番号	所在地	電話番号
豊後高田土木事務所 (総務課総務班)	879-0621	豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎内)	0978-22-2285
国東土木事務所 (総務課総務班)	873-0504	国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-1321
別府土木事務所 (総務課工事経理班)	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-0211
大分土木事務所 (総務課工事経理班)	870-0905	大分市向原西1-4-2	097-558-2141
臼杵土木事務所 (総務課総務班)	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 (臼杵総合庁舎内)	0972-63-4136
佐伯土木事務所 (総務課総務班)	876-0813	佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	0972-22-3171
豊後大野土木事務所 (総務課総務班)	879-7131	豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎内)	0974-22-1056
竹田土木事務所 (総務課総務班)	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎内)	0974-63-2108
玖珠土木事務所 (総務課総務班)	879-4413	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎内)	0973-72-1152
日田土木事務所 (総務課総務班)	877-0004	日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-23-2141
中津土木事務所 (総務課工事経理班)	871-0024	中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎内)	0979-22-2110
宇佐土木事務所 (総務課総務班)	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎内)	0978-32-1300
公共工事入札管理室 入札管理班	870-8501	大分市大手町3-1-1 (県庁新館7階)	097-506-4527

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

～ 部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職などの日常生活で差別を受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けている人がいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別（同和）問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別（同和）問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上の差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください)



こころちゃんの部屋においでよ！
こころちゃんの部屋 で検索
<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-3172

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会
(事務局 県人権尊重・部落差別解消推進課内)
☎ (097) 506-3177

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110番	TEL 0570-003-110
子どもの人権 110番	TEL 0120-007-110
女性の人権ホットライン	TEL 0570-070-810

差別の解消を目的とした 3つの法律が施行されています。

- ・障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）
- ・ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）
- ・部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）



「合理的配慮」という言葉をご存じですか？

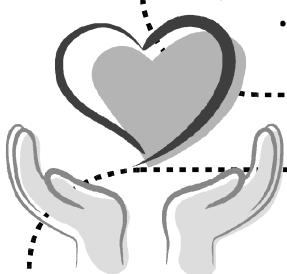
障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。

（「不当な差別的取扱い」の具体例）

- ・対応の順序を後回しにする。
- ・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

（「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務）

- ・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。
- ・筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
 - ・意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用する。



ヘイトスピーチ、許さない！

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されています。

ヘイトスピーチ（増悪表現）とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

